

## 第7節 教職員の給与

### 1. 給与制度改正の概要

(昭和48年4月実施)

昭和48年度においては、前年度に引き続いて、人事委員会の勧告に基づく給与改定が行われ、その実施時期は、国家公務員に準じて、昭和48年4月1日とされた。

引き上げ率は、給料13.36%、諸手当1.17%、その他0.86%、計15.39%と大幅な引き上げ率となった。

改定内容は、給料について前年と同様、初任給の引き上げた重点が置かれ、特に、小学校中学校教育職給料表について、引き上げ率に配慮が加えられた。

また、本年は、例年の勧告と異なり、全給料表にわたり、一部の号給について間引きが行われた。(間引きの内容については後述する。)

主な諸手当の改善の内容については、

#### (1) 扶養手当

扶養手当の月額を、配偶者3,500円、満18歳未満の子2人までは、1人につき1,000円(配偶者がいない職員の子にあっては、1人を2,500円)とされた。その他については、前年同様400円とされた。

#### (2) 通勤手当

ア、交通機関利用者については、運賃相当額の全額支給の限度額が、4月1日より、4,000円から5,000円に引き上げられ、2分の1の加算の限度額は、前年同様2,000円とされた。

その後、本県独自の改善策として、11月1日より2分の1の加算の限度額を、2,000円から5,000円に引き上げられ、最高支給限度額が1万円に引き上げられた。

イ、自転車等交通用具使用者については、昭和47年8月1日より、通勤距離段階ごとに、手当額を新設したが、本年4月から10月末までは、「2km以上6km未満」については、1,000円から1,100円に、「10km以上15km未満」につい

ては、1,800円から2,000円に、「15km以上20km未満」については、2,200円から2,500円にそれぞれ引き上げられた。その他の距離については前年同様とされた。

その後、本県独自の改善策として11月より、距離別段階を一部手直しし、従来の「2km以上6km未満」を、「2km以上5km未満」に、「6km以上10km未満」を、「5km以上10km未満」に改め、手当額をそれぞれ、1,100円、1,700円とした。その他の距離についての手当額は、諸手当一覧を参照されたい。

#### (3) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師に対する、初任給調整手当の支給限度額は、11万円に引き上げられ、その支給期間の限度は、前年と同様35年とされた。

#### (4) 住居手当

1か月4,000円を超える家賃等を負担している職員に対し支給することとし、支給月額を、家賃等の額と4,000円との差が3,000円に達するまではその額とし、その差額が3,000円を超えるときは、その超える額の2分の1の額を2,000円を限度として、3,000円に加算した額とされた。

なお、この改定により、支給額が減額となる者については、昭和49年3月31までの間、経過措置が講じられた。

## 2. 給料表の号給の間引きの実施

例年の給料表の改定は、号給を固定し、給料月額について改善を加えてきたものである。従って、改定前の給料表のX号給から、改定後の給料表のX号給に単にスライドさせ、新給料月額に切替えていたものである。

しかし、本年4月の改定にあたっては、一部の号給の刻み方を若干改め、従来4年間である水準の金額に到達してきたものを、3年間で到達できるよう号給の間引きを行った。従って中位以上の号給(別表1)を受ける職員の給料切替えについては、例年のように、旧給料表の号給から新給料表の号給に単にスライドさせず、別表2のように号給の切替えを行うとともに、次期昇給期を調整することとされた。

なお、同様の間引きは、昭和37年10月1日にも行われた。

別表1

給料表	等級		1	2	3	4	5	6	7
	特	1	1	2	3	4	5	6	7
行政・事務			号給以上 12	号給以上 14	号給以上 15	号給以上 16	号給以上 16	号給以上 15	号給以上 14
教育(二) 高校教育			19	28	25				
医療(一)				18	18	18			
医療(二)			13	17	19	18	11		
医療(三)		15	18	16	17	17			
小中教育			18	28	20				